

先進的有機農業拡大促進事業

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。（事業の実施に当たり、1（1）の赤字下線部の取組が必須）

1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

（1）スマート農業技術等に関する機械等の導入

有機農業の拡大に必要なスマート農業技術に関する農業機械、設備等の導入を支援。併せて、本事業の有機農業の拡大目標の達成に必要な範囲内で、農業機械、加工・保管設備その他有機農業の拡大に必要な機械、設備等の導入等を支援。

（2）有機農業の拡大に向けた取組（上記の機械等の導入以外の取組）

有機農業の拡大に必要な以下の取組を支援。

ア 資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置

イ その他、有機農業の拡大に必要な取組（試験栽培、土壤分析等による新技術や新規作物導入、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等）

事業実施主体	交付率	支援上限額
農業者、 協議会 等	(1) : 2分の1 (2) のア : 2分の1 (2) のイ : 定額	(1) + (2) : 5,000万円 (2) : 400万円 ※事業実施主体あたりの上限額ではなく、都道府県、市町村等が作成する1事業実施計画あたりの上限額です。

2 有機農業拡大支援

1に取り組む農業者等を支援するための以下の取組を支援。

- （1）技術習得の取組（専門家を招いた研修会の開催等）
- （2）流通合理化の取組（生産者、流通業者、実需者等を集めた会議開催等）
- （3）販路拡大の取組（展示会等の開催、加工品の試作、転換期間中有機農産物の活用等）

事業実施主体	交付率	支援上限額
都道府県、市町村 等	定額	800万円

事業イメージ



事業内容：1の（1）スマート農業技術等に関する機械等の導入

有機農業の拡大に必要なスマート農業技術に関する農業機械、設備等の導入を支援。併せて、本事業の有機農業の拡大目標の達成に必要な範囲内で、農業機械、加工・保管設備その他有機農業の拡大に必要な機械、設備等の導入等を支援。（交付率：2分の1）

- ・スマート農業技術に関する農業機械、設備等の導入が必須。
- ・併せて、その他の農業機械等も導入可能。
- ・ただし、農業以外の用途にも使用可能な汎用性の高い機械、設備等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入等に係る経費は対象外

スマート農業技術の定義

以下の（1）～（3）に適合した技術

- (1) 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- (2) 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- (3) 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資することであること。

【スマート農業技術に関する農業機械、設備の例】

自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機、無人自動走行農機、草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの。）、小型農業ロボット（自走式又はリモコン式のもの。）、農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機、水管理システム、環境モニタリング装置、可変施肥機能を有する農機、堆肥散布機（自律走行式や散布情報等のICT連携が可能なものの。）、収量コンバイン（収量データを踏まえた施肥設計を行う場合に限る。）、土壤データセンサー、自動抑草ロボット、ペースト2段施肥対応田植機、複合環境制御装置、R T K – G N S S 基地局（G N S S による制御をする機械と同時に導入する場合に限る。）、経営管理システム、スマート選別機（色彩選別機含む。）、自動運搬ロボット 等

事業実施主体

農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会であって、以下の①から③の要件をすべて満たすこと。

- ① 地域計画の目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれること。（農業者の組織する団体等においては該当する者が構成員に含まれることが要件となります。）
- ② みどり認定を受けている又は認定を受けるための申請を行っており、事業実施年度末までに認定を受けることが確実と見込まれること。（農業者の組織する団体等においては参画する農業者全員が要件を満たすことが要件となります。）
- ③ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン等に基づき都道府県が定める慣行レベルと比べて、化学肥料及び農薬の施用及び使用量を低減した栽培方法の2年以上の取組実績があること（農業者の組織する団体等においては該当する者が構成員に含まれることが要件となります。）

事業内容：1の（2） 有機農業の拡大に向けた取組

有機農業の拡大に必要な以下の取組を支援。（支援上限額：400万円）

ア 資材導入、植栽、圃場整備及び設備設置（交付率：2分の1）

対象経費	内容	具体例
資材費	事業の実施及び有機農業の拡大に直接必要な掛かり増し資材費 ※肥料、種子、マルチなど毎年度新たに購入する必要がある資材は対象外	<ul style="list-style-type: none">堆肥、土壌改良剤等の土づくりのための資材防虫ネット防草シート出荷用コンテナ 等の購入経費
植栽費	永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	<ul style="list-style-type: none">苗木代重機のレンタル料 等
圃場整備費	簡易な圃場整備に要する経費	<ul style="list-style-type: none">土壌土層改良費（客土、心土破碎、除礫等）園内道等の整備費傾斜の緩和に係る経費排水路の整備費 等
設備設置費	設備の設置に要する経費	<ul style="list-style-type: none">果樹棚茶棚雨除け設備用水、かん水施設 等の整備費

イ その他、有機農業の拡大に必要な取組（交付率：定額）

取組（例）	対象経費
試験栽培、土壤分析等による新技術や新規作物導入	実証ほ場の設置・運営（借上費・資材費）、土壤分析代（役務費）、専門家による技術指導代（謝金）等
専用保管設備等の活用による流通体制の効率化	会議の開催（会場借料、委員旅費）、先進事例の視察（調査等旅費）等
有機加工品の開発等を通じた販路拡大	試作品の材料代（原材料費）、商談会への出展（情報発信費）等

【支援対象外の経費】

- 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 拠点となる事務所の借上経費
- 都道府県又は市町村職員の人物費
- 毎年度必要となる資材の購入に係る経費（※肥料、種子、マルチなど営農する中で毎年度新たに購入する必要がある資材。栽培実証等の営農以外の目的で使用する資材を除く。）
- 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- 本事業を実施する上で必要とは認められない経費 等

事業内容：2 有機農業拡大支援

「1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大」に取り組む農業者等を支援するための以下の取組を支援。（交付率：定額、支援上限額：800万円）

（1）技術習得の取組

取組（例）	対象経費
専門家を招いた技術研修会の開催	専門家の講演代（謝金）、資料の印刷代（印刷製本費）等
先進地への視察研修会の開催	旅費（調査等旅費）
地域の有機農産物の生育状況の調査・分析	調査備品の購入（備品費）、調査補助員の雇用（賃金）、専門図書の購入（資料購入費）

（2）流通合理化の取組

取組（例）	対象経費
関係者や専門家を招いた会議の開催	専門家の旅費（委員旅費）、資料の印刷代（印刷製本費）等
地域内有機農業者に対する出荷量・出荷先等の調査	調査員の雇用（賃金）、移動用自動車のガソリン代（燃料費）等
地域の加工・流通業者向けの表示制度の講習会の開催	講師代（謝金）、会場費（会場借料）、資料の印刷代（印刷製本費）等

（3）販路拡大の取組

取組（例）	対象経費
展示会の開催	会場費（会場借料）、事務機器のレンタル料（借上費）等
加工品の開発	試作品の材料代（原材料費）、パッケージのデザイン代（委託費）等
有機農産物の学校給食への導入	有機農産物購入時の掛かり増し経費（原材料費）等

★「1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大事業」の実施に必要な事務費（消耗品費、印刷製本費、役務費、雑役務費等）も支援対象となります。

【支援対象外の経費】

- ・本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ・拠点となる事務所の借上経費
- ・都道府県又は市町村職員の人事費
- ・毎年度必要となる資材の購入に係る経費（※肥料、種子、マルチなど営農する中で毎年度新たに購入する必要がある資材。栽培実証等の営農以外の目的で使用する資材を除く。）
- ・本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- ・本事業を実施する上で必要とは認められない経費 等

事業実施計画作成主体の要件

事業実施主体のうち、都道府県、市町村又はこれら地方公共団体を構成員とする協議会であって、次の①と②を満たす者が事業実施計画書作成主体となり、1の事業と2の事業をまとめて事業実施計画書を作成し、申請を行います。

- ① 事業実施年度の翌年度までに、みどり法に基づく有機農業に関する特定区域（以下「特定区域」という。）の設定を行う意向を有すること（既に特定区域の設定が行われている場合及び都道府県の場合を除く。）。
- ② 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟している、又は事業実施年度に加盟する予定があること。

面積要件

主要な事業対象品目の有機農業の取組面積の現状値又は事業実施年度の取組予定面積が次に掲げる規模以上であること。（事業実施計画に位置付けられた1の事業の事業実施主体の取組面積を合計して判定。）

	稻	麦 大豆 雜穀	いも類 露地野菜	茶	果樹	施設園芸
通常	10ha	5ha	2ha	2ha	1ha	1ha
中山間 地域等	5ha	2.5ha	1ha	1ha	1ha	1ha

成果目標

事業実施年度の翌々年度までに、

必須

- ・ 事業対象品目の有機農業の取組面積を2ha以上又は10%以上拡大



いずれか一つ

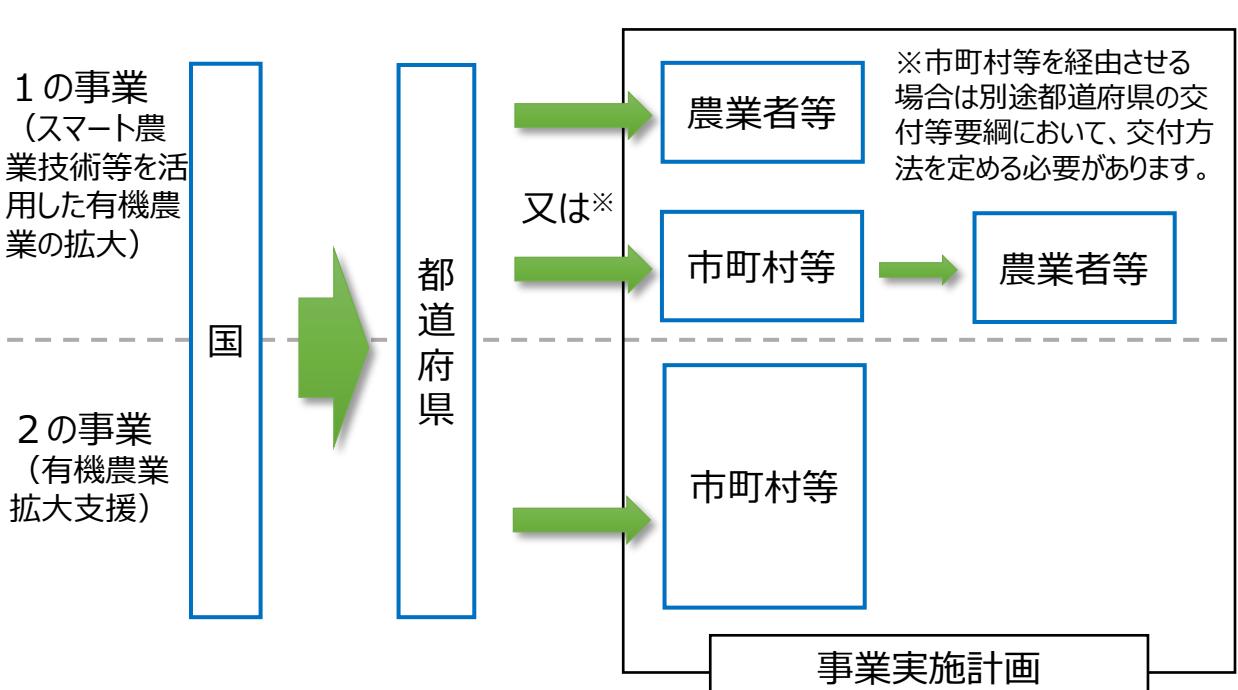
- ・ 有機農産物等（有機農業により生産された農産物及びその加工食品）の販売数量（原則として重量とする。）又は販売額を10%以上増加
- ・ 取組品目の10a当たり収量を地域の慣行栽培における平均的な水準以上まで増加
- ・ 労働生産性（取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値）5%以上向上

★目標の高さに応じて採択時のポイントが加算されます。

事業実施主体

事業内容	事業実施主体
1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大	
(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入	<ul style="list-style-type: none">・農業者・農業者の組織する団体・農業者を構成員とする協議会
(2) 有機農業の拡大に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・都道府県・市町村・都道府県、市町村又はその両方を構成員とする協議会・協議会・公社・土地改良区・農業者・農業者の組織する団体・農業者を構成員とする協議会・民間事業者
2 有機農業拡大支援	<ul style="list-style-type: none">・都道府県・市町村・都道府県、市町村又はその両方を構成員とする協議会

交付金の流れ



事業の活用イメージ

イメージ1 市町村・有機水稻

A市：事業実施計画作成主体、事業実施主体

- ・技術研修会の開催
- ・展示会の開催



農業者a：事業実施主体 【現状値：稻5ha】

- ・自動操舵トラクターの導入
- ・自動水管理システムの導入
- ・新規ほ場の土壤分析 等



農業者b：事業実施主体 【現状値：稻5ha】

- ・自動操舵トラクターの導入
- ・自動水管理システムの導入
- ・自動抑草ロボットの導入 等



$$5\text{ha} + 5\text{ha} = 10\text{ha}$$

⇒ 面積要件クリア

★複数件で協力して申請することで要件面積をクリア！！

★事業対象品目が複数の場合は、最も面積が大きい品目で面積要件を判定します。

イメージ2 市町村を構成員とする協議会・露地野菜

A市協議会：事業実施計画作成主体、事業実施主体

【現状値：露地野菜2ha】

- ・技術研修会の開催
- ・地域内有機農業者に対する出荷量、出荷先等の調査の実施



構成員a（農業者）

- ・自動操舵トラクターの導入
- ・収穫機の導入
- ・新規ほ場の土壤分析



構成員b（販売流通事業者）

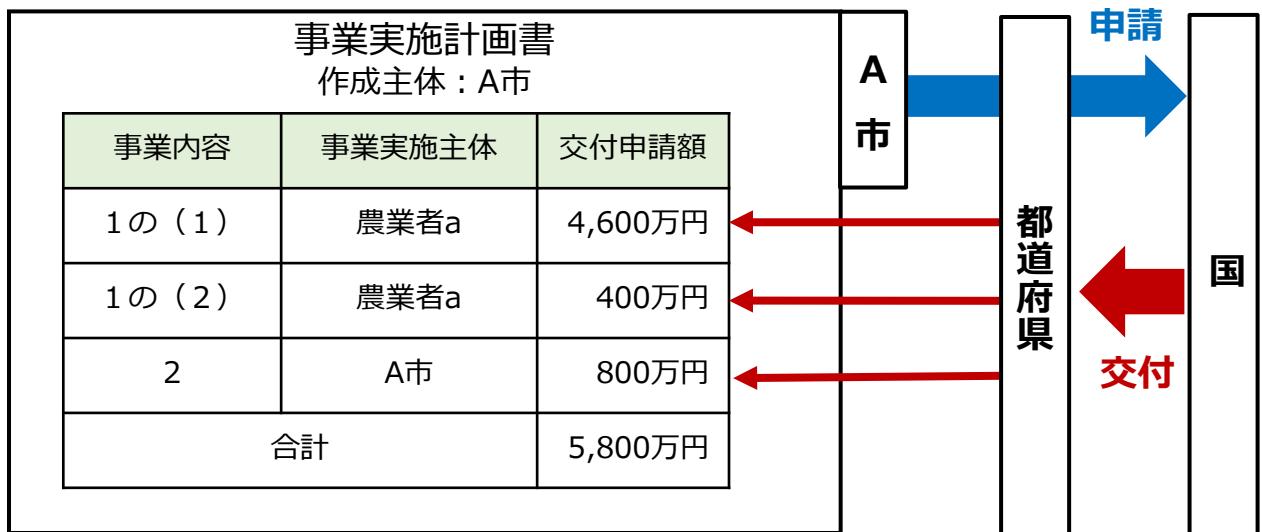
- ・洗浄機の導入
- ・選別機の導入
- ・食品加工機の導入



★協議会で生産から加工まで一貫して機械化！！

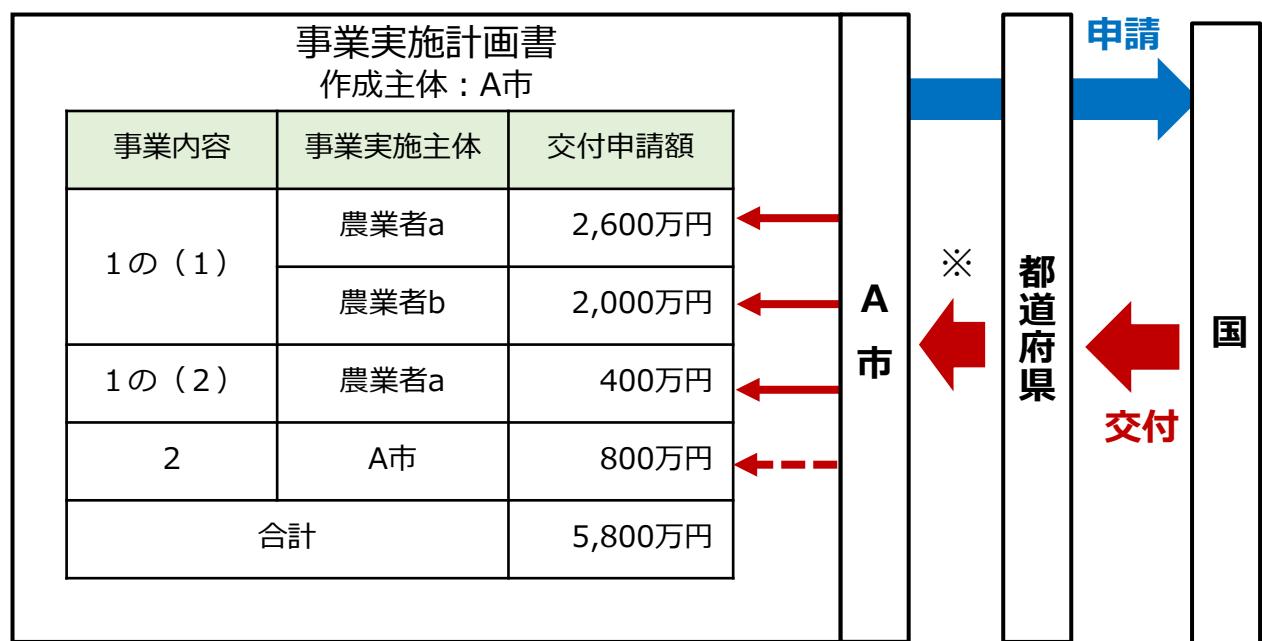
申請・交付金の支払ルートの例

市町村を介して申請し、都道府県から交付を受ける場合の例

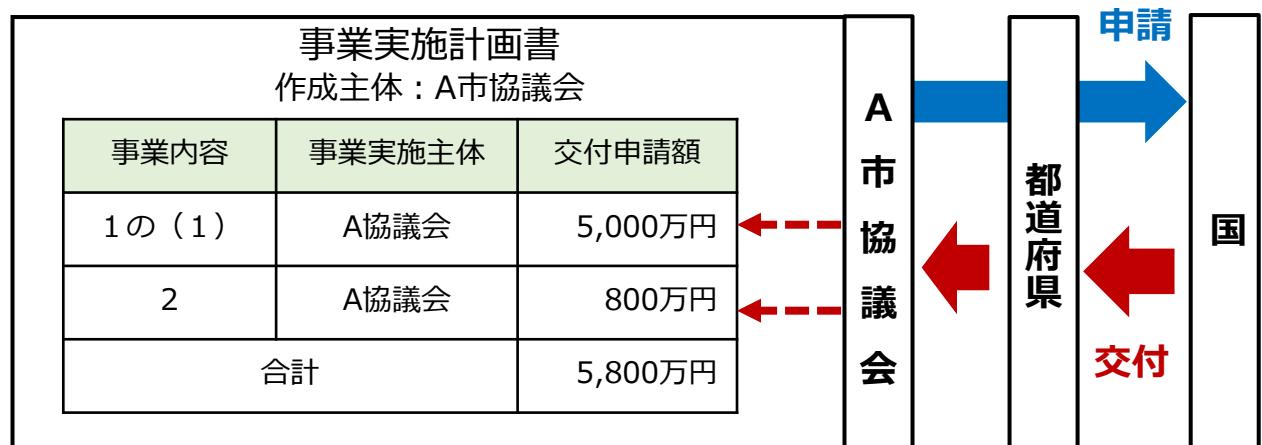


市町村を介して申請し、市町村経由で交付を受ける場合の例

※別途都道府県の交付等要綱において、市町村を経由した交付方法を定める必要があります。



市町村を構成員とする協議会で申請を行う場合の例



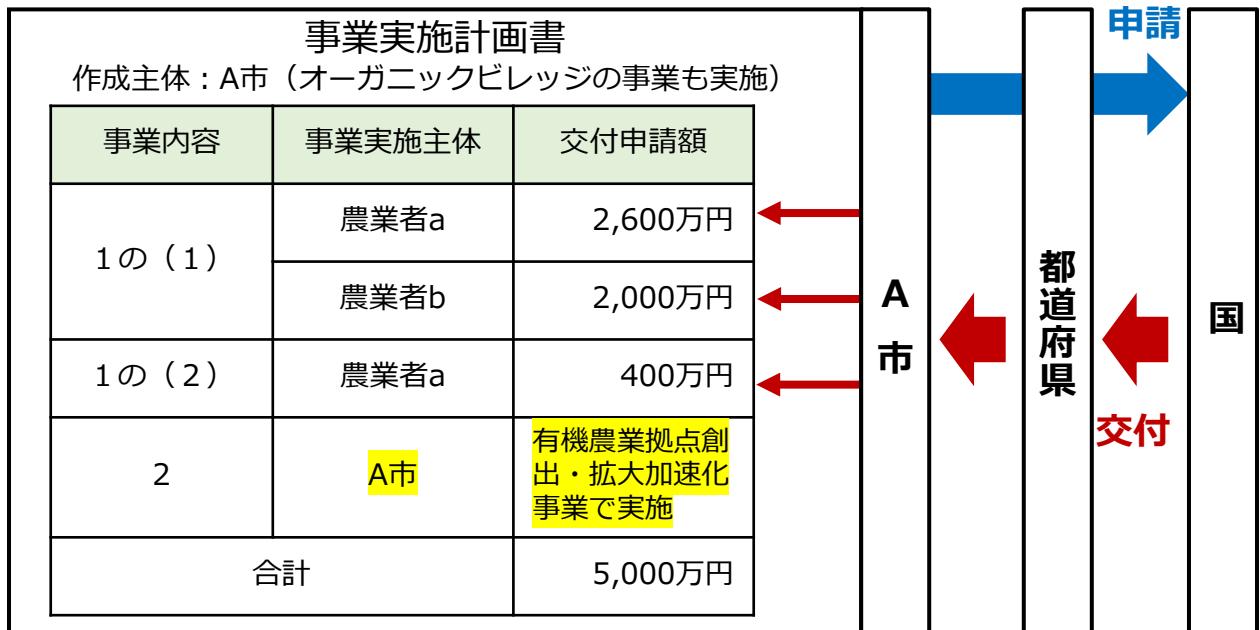
有機農業拠点創出・拡大加速化事業との併用について

- 当該年度において有機農業拠点創出・拡大加速化事業（オーガニックビレッジ）の支援を受ける市町村及び協議会については、「1の（2）有機農業の拡大に向けた取組」及び「2 有機農業拡大支援」の事業による助成を受けることができます。
- なお、有機農業拠点創出・拡大加速化事業の支援を受ける市町村及び協議会においても、事業実施計画を作成することは可能です（当該地域の農業者も事業を活用することができます）。

※過年度に有機農業拠点創出・拡大加速化事業を活用したが当該年度に支援を受ける予定がない市町村及び協議会については特に制限はありません。

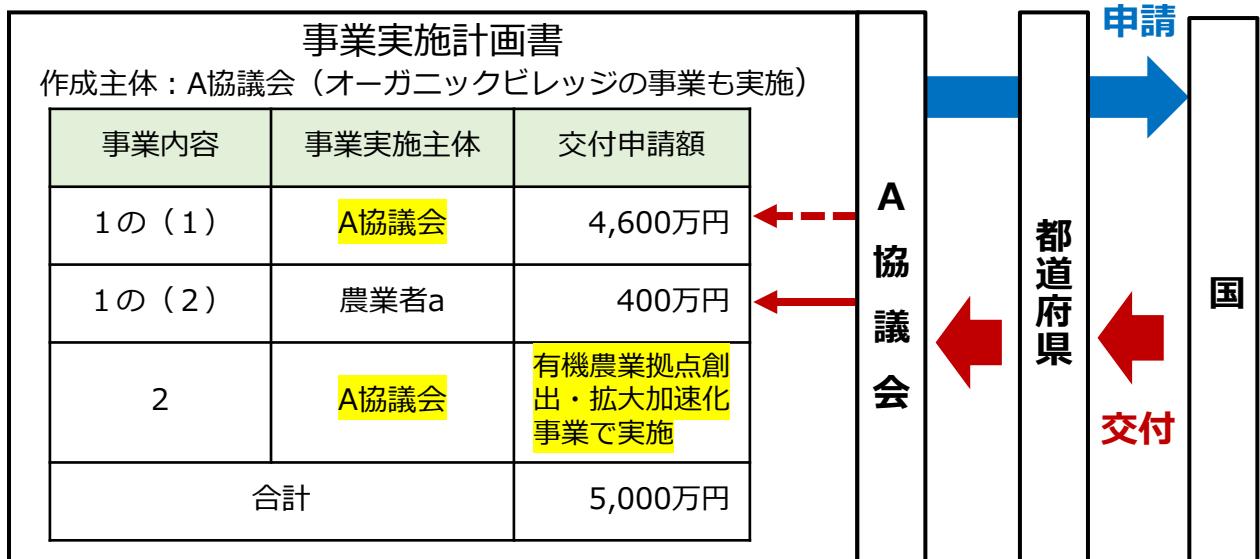
例1 オーガニックビレッジ市町村が事業実施計画を作成する場合の例

（市町村は2の事業実施主体となり事業実施計画を作成）



例2 オーガニックビレッジ協議会が事業実施計画を作成する場合の例

（協議会は1若しくは2又はその両方の事業実施主体となり事業実施計画を作成）



配分基準

共通項目に加え、以下の項目に該当する場合にポイントが加算されます。
 (各項目の詳細な要件等については配分基準をご確認ください。)

項目	ポイント
①～④ みどり交付金共通項目（①事業実施計画の有効性、実現性等、②特定区域の設定、③労働環境改善、④継続事業）	最大21点
⑤ 法との関連性 事業の参加者に環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画の計画認定者等が含まれている場合にポイント加算。	最大 8 点
⑥－1 面積の拡大目標 (目標の高さに応じたポイント加算) 基準年（事業実施年度の前年度又は前々年度。以下同じ。）から目標年度までに増加させる有機農業面積に応じてポイント加算。	最大 5 点
⑥－2 拡大面積の現況値 基準年の前年度から基準年にかけて増加した有機農業面積に応じてポイント加算。	最大 5 点
⑥－3 次のアからウのいずれか1つを選択 (目標の高さに応じたポイント加算)	
ア 販売数量又は販売額の増加 ((ア) 及び (イ) のポイントを合計) (ア) 基準年から目標年度にかけての有機農産物等（加工食品を含む。）の販売数量（原則として重量。）又は販売額の増加率に応じてポイントが加算 (イ) 基準年の前年度から基準年にかけての有機農産物等の販売数量又は販売額の増加率に応じてポイント加算	最大 5 点
イ 収量の向上 ((ア) 及び (イ) のポイントを合計) (ア) 基準年から目標年度にかけての当該品目の10a当たり収量の増加率に応じてポイント加算 (イ) 基準年における当該品目の有機農業における10a当たり収量の水準に応じてポイント加算 (水準=有機農業の10a当たり収量÷地域の平均的な10a当たり収量)	最大 5 点
ウ 労働生産性の向上 ((ア) 及び (イ) のポイントを合計) (ア) 基準年から目標年度にかけての取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値（労働生産性）の向上率に応じてポイント加算 (イ) 基準年の前年度から基準年にかけての取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値（労働生産性）の向上率に応じてポイント加算	最大 5 点
⑥－4 実需者との連携 ア、イから該当するものを選択し、合計したポイントを加算。 ア 基準年における栽培開始前に結ばれた契約に係る生産数量又は作付面積が全体の50%以上を占める。 イ 本事業により生産拡大を行う有機農産物の出荷先となる実需者との間で、拡大分を含む出荷数量若しくは販売数量に関する契約が結ばれている、又は実需者との間で出荷若しくは販売に関する計画が作成されている。	3点 2点

配分基準

項目	ポイント
<p>⑦－1 有機農業の推進に向けた行政施策</p> <p>ア又はイのうち該当するものをどちらか1つ選択そ、ポイントを加算。</p> <p>ア 事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合において、aからcのうちいずれか1つ以上に該当する。</p> <p>a 当該都道府県の全普及センターで、有機農業担当普及員による対応が可能であること。</p> <p>b 当該都道府県立の農業者研修教育施設（農業大学校等）に有機農業専門コースを設置していること。</p> <p>c 当該都道府県において、熟練有機農業者や民間団体と連携した指導体制や受け入れ制度を整備し、農業者等がいつでも相談できるようウェブサイト等において周知していること。</p> <p>イ 事業実施主体が市町村である場合又は事業実施主体の構成員に市町村が含まれる場合において、a及びbのうちいずれか1つ以上に該当する。</p> <p>a 当該市町村において、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱、オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）等に基づき有機農業実施計画を策定し、公表している。</p> <p>b 当該市町村において、法第31条第1項に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている、又は令和8年度までに締結する予定である。</p>	5点
<p>⑦－2 スマート農業技術に対応するための生産方式の革新</p> <p>事業に参加する者に生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業申請者の事業内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している者が含まれる場合、ア又はイのうち該当するものを1つ選択し、ポイントを加算。</p> <p>ア 事業に参加する農業者について、革新計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 事業に参加する農業者について、革新計画認定者等を1件以上含む。</p>	5点 2点
<p>⑦－3 認定等された輸出の取組の有無</p> <p>ア又はイのうち該当するものを1つ選択し、ポイントを加算。</p> <p>ア 事業実施地域において、フラッグシップ輸出産地として認定された産地の取組があること（有機農産物に関する取組を含むものに限る。）。</p> <p>イ 事業実施地域において、有機農産物を含む輸出事業計画が認定されている又は輸出事業計画案の事前確認を受けており認定の見込があること。</p>	3点 1点

参考：みどりの事業活動を支える体制整備との比較

	みどりの事業活動を支える体制整備のうち環境負荷低減事業活動 (通称：みどりハード)	先進的有機農業拡大促進事業の内、スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大
対象者	<ul style="list-style-type: none"> みどり認定者のうち特定計画を受けた者 みどり認定者のうち大規模有機農業者 <p>※いづれも初回認定に限る</p> <p>※林業者、漁業者も含む</p> <p>※農林漁業者以外の関連措置実施者に位置付けられた事業者も対象</p>	<p>以下の全てを満たす農業者、協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域計画に位置付けられていること みどり認定者（特定認定を含む） 有機農業、減減栽培の実績が2年以上あること <p>※産地（市町村等）全体で事業実施計画を作成し、そこに事業実施主体として位置付けられる必要あり。</p>
対象経費	<p>特定計画、みどり計画の実施に必要な機械の購入又はリース経費</p> <p>※農業生産に係るものに限り、農作物の加工・流通に係るものは対象外 (関連措置実施者は資材供給、農作物の加工・流通に係るものも対象)</p> <p>※施設も対象</p> <p>※ソフト面の取組は支援対象外</p>	<p>有機農業の拡大に必要な機械等の購入又はリース経費</p> <p>※スマート農業技術に関する農業機械の導入は必須</p> <p>※加工・流通に係るもの（冷蔵庫等）も対象</p> <p>※併せて、資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置、その他、有機農業の拡大に必要なソフト面の取組も支援（ソフトのみは不可）</p>
補助率	1／2以内	<p>機械等の導入、資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置：1／2以内</p> <p>その他有機農業の拡大に必要な取組：定額</p>
事業費	<p>総事業費下限額：100万円</p> <p>交付金上限額（機械）：200万円</p> <p>ただし、共同利用する場合は特定計画等の認定者の人数を乗じた額（最大1,000万円）</p>	<p>交付金上限額：5,000万円</p> <p>※下限事業費はないが、スマート農業技術に関する機械の導入が必須</p>
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> 目標年度及び成果目標は特定計画等の内容を踏まえて作成 目標年度内は他の国庫補助事業の活用制限あり 	目標年度は事業実施年度の翌々年度